

各位

株式会社テレビ神奈川（t v k）

t v kの「保有個人データ」の利用停止の請求にあたって

1. 請求の対象となる「保有個人データ」

この請求の対象となる「保有個人データ」とは、「個人情報の保護に関する法律」第2条第5項に規定されるものをいい、t v kが、開示等の権限を有する個人データです。

なお、同法律により、次に該当するものは請求の対象から除きますのでご了承ください。

(1) その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの

個人情報の本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあるもの

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 6か月以内に消去することとなるもの

2. 請求方法

利用停止請求は利用停止請求書（HPに掲載）および本人確認（代理人確認）のための必要書類を郵送していただくことで受け付けます。

3. 請求者および代理人の確認にあたって

この請求に際しては、請求する個人情報の本人であるかどうかの確認が重要となりますので、本人の氏名と住所が記載された公的証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、パスポート、外国人登録証明書、年金手帳、等）の中から2種類を選び、そのコピーを同封してください。

また、代理の方が手続きをされる場合は、本人および代理の方の上記確認書類に加え、代理であることを示す書類（未成年者または成年被後見人の法定代理人であることを照明する書類もしくは本人からの委任状）を提出していただきます。

4. 次に該当する場合は、この請求をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

(1) t v kが報道および著述を目的として請求者の個人情報を利用したとき

(2) 利用停止の求めに正当な理由があることが判明しなかった場合

(3) 利用目的による制限および適正な取得に違反していない場合

(4) 多額の費用を要する場合など、利用停止等を行うことが困難な場合に、当社が本人の権利利益保護のために必要な代替措置を講ずる場合

(5) 本人確認ができない場合

(6) t v kの定めた請求手続きに従わない場合

以上

株式会社テレビ神奈川 殿

保有個人データ利用停止請求書

平成 年 月 日

貴社の保有する個人データの公開に関する規定に基づき、私の個人データの利用停止を請求します。

記

1. 利用停止を請求する保有個人データの名称等

--

2. 利用停止の理由 (にレ印をつけてください)

--

以下の欄は記入しないでください。

処理欄				
請求日	処理日	担当者	本人確認書類	備考